HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北大立法過程研究会資料　国会調査機関からみた消費税廃止法案等の審議
Author(s)	宮下, 忠安
Citation	北大法学論集, 41(4), 325-341
Issue Date	1991-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16792
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(4)_p325-341.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

〈北大立法過程研究会資料〉

国会調査機関からみた消費税廃止法案等の審議

宮下忠安

一　はじめに

消費税廃止法案等が提出された背景には、選挙における大きなテーマとして消費税廃止を掲げた野党が、その公約を実現させる、あるいは責任を果たすということがあった。そのなかで、法案審議にあたってどのようなことが問題となったのか、ということを調査室の立場から述べてみたいと思う。

二　消費税廃止法案等の審議をめぐって

(1)『想定問答集』の準備

まず消費税廃止法案等の審議は、従来はほとんど野党側は質問者、政府与党側――特に政府――は答弁者であったのが逆転して、攻める側が自民党で、守る側が野党（共同提案者としてそれぞれが答弁に立った）といったように攻守ところをかえたかたちで行なわれた。そのなかで、与野党ともに戸惑いが

あったと同時に、ひとつの勉強になったのではないかと思われる。通常、政府が法案を提出する場合には、結局は官僚が法案の原案や政策の考え方を十分に練り上げてきているため、国会が開かれたときには、すでに想定問答集が出来上がっており、あらかじめ準備済みというわけである。したがって、大臣はその問答集をよく読んでおれば、国会では当たらずとも遠からずの答弁ができるという準備になっている。今回、野党が答弁に立つということで問題となったのは、この想定問答集をどう作成するかということだった。しかし、これまで野党が答弁に立つというようなことがなかったために、われわれ調査室の作業のなかには、野党のために想定問答集を作成するという考え方がほとんど入っていなかった。簡単に言えば、参議院常任委員会調査室規程（資料3参照）にあるように、われわれの作業のほとんどは、野党が質問するための準備ということである。たしかに、委員会が提出する法律案や議員が発議する法律案の起草の準備、あるいは原案の要領の作成といった作業もあるが、ここでは、議院法制局が法案を起草する場合の要綱的なものの作成が主である。具体的には、従来の法律と新規の法律案との新旧対照表を作って、条文を解説するようなことがほとんどである。これに対して、想定問答集を作成するということは、たとえば、なぜ消費税を廃止するのか、あるいは消費税を廃止したあとの代替財源はどうするのか、といった質問を想定して、これに答えなければならなくなる。このような想定問答集を作成してほしい、という申し入れが野党――特に最初は社会党――のほうから調査室の方にあった。

調査室規程第四条には、調査室長は委員長の命を受けて行動することと規定されているが、しかし国の重要な政策である消費税の廃止を与党選出の委員長が賛成するはずはない。今回の参議院選挙後、予算委員会委員長および大蔵委員会委員長は与党が握っており、地方行政委員会委員長は野党がとっていた。そこで、この地方行政委員会の調査室だけで委員長から許可をとって想定問答集を作成できるかといえば、問題が広範囲にわたるためになかなか難しいと考えられた。結局、委員長の許可を得ずに作業を進める他ないのではないか、ということになり、本来は消費税廃止法案および関連法案の関係は、大蔵委員会と地方行政委員会の担当であるが、さらにそこに予算委員会――歴代与党が委員長を握っている――も加わって、想定問答集の作成にとりかかったわけである。そのさい、当時の事務総長や次長と協議の結果、われわれは、規程を個別的な作業や調査にあたって委員長の許可は必要ではなく、包括的な委任でたり

ると解釈した。すなわち、規程第五条に掲げてある事項についてはおおむね委員長から包括委任されており、調査室長の責任において、想定問答集を作成することを含めて、法案の要綱や中身について調査を行なうことができる、というように解釈したのである。したがって、想定問答集の作成の法律上の根拠はと問われれば、現在の調査室規程ということになる。このようないわば理論武装をある程度したのは、法律上の根拠なしに行動したということになると、あとあと国会で難しい問題を生ずる可能性があったからである。ここに至るまでには、調査室内部でも様々な議論がなされ、最後まで想定問答集を作るべきではないと反対するものもいた。しかし、かりに想定問答集を作らなかった場合に、はたして野党が国会で答弁できるかは疑問であり、そうであれば、与野党という考え方ではなく、法案提案者のために想定問答集を作成することも調査室の仕事の一部ではないか、という結論に落ち着いたわけである。

結果的には、想定問答は三〇〇項目にのぼった(資料1参照)。四党で出版した『消費税廃止Q&A』は、われわれが作成した想定問答集から、技術的な部分等をのぞいて再整理したものである。このなかの主要項目としては、税制改革の理由、消費税廃止と財源対策、および不公平税制の問題等であるが、これらを作成するにあたっては時間的な余裕がほとんどなく、ほぼ一ケ月間で想定問答集を作り上げた。問答集の作成にとりかかったときには、参議院法制局はすでに法案作成にかかっていた。そこで、われわれは、想定問答集の作成のために必要な情報を得るために、法制局のほうへうかがったが、法制局もまだ消費税廃止法案の骨子を作っている段階であった。そのため、実際にどのような事項を答弁のなかに盛り込むのかということで大変苦労した。失礼な言い方をすれば、まず最初に「消費税反対、消費税は廃止すべきだ」ということがあって、その先は何ら明らかでなく、われわれ調査室が組み立てて作っていかなければならないという状態であった。ただ、この点をとらえて野党には政策立案能力がないと考えるべきではないだろう。自民党にしても、まず最初にスローガン的な荒削りな項目程度があって、しかし野党と異なるのは、その先を巨大な官僚組織がバックアップするということである。この背後の力を無視して、同じ土俵で自民党と野党との政策立案能力を比較するのはどうかと思われる。しかし、調査室の立場からすると、大変な作業であったことは確かで、予算・大蔵・地方行政委員会という三つの調査室が集まって、消費税廃止の理由に始まり根っこから作り上げていったのである。

この作業のなかで次に問題となったのは、三つの委員会の調査室の連合軍であるため、最終的な決定権限がどこにあるのか、ということである。予算委員会の調査室の考えはこれで行こうといったとき、大蔵委員会の調査室がそこまで踏み込んで言うのはどうかとクレームをつけた場合に、なかなか最終決定にまで達しないというようなことがあり、連合軍で仕事をする難しさを経験した。ともかくも、9月のはじめに想定問答集の作成の依頼があって、二度ほど野党の事務局と話し合いをもって、9月いっぱいで完成させた次第である。つづいて、出来上がった想定問答集を消費税廃止法案等を提案する野党側に受け入れてもらうために、野党各党の政策審議会の職員を含めて、野党の先生方に二日間にわたって三〇〇問の想定問答を読み上げて、説明し、用語を含めてご意見を伺い修正すべきは修正して、納得していただかなければならなかった。しかし、行政官庁が行なう想定問答集作成の作業に比較するとまだまだ楽であると思われる。というのは、行政官庁が作る想定問答集には用語の難しさというのがあるからである。つまり、前回までの国会で使用していた用語と、今国会で使用した用語とが異なる場合、なぜ用語が変わったのかということまで、想定問答集でフォローしなければならない。それに比べて、われわれの想定問答集は用語の統一といったことにはそれほど神経を使わず、横に並べた場合、用語の乱れがないという程度で済ますことができた。また、自民党の質疑者も用語にまで突っ込んで議論することはなかったのではないか、という印象を持っている。

(2)法案審議開始後に関して

法案審議に入ると、ひとつには質問とりと称される作業と、もうひとつ答弁書の作成という作業が出てくる。というのは、想定問答集というのは、消費税廃止法案等に関し、一番外枠の考え方を整理しているにすぎないからである。審議に入ると、何人もの議員が質問に立つために、前日か前々日かに、具体的にどのような質問をするのかを質疑者のところに行って、尋ねなければならない。従来、野党が質問に立つ場合には、各政府委員室の職員が質疑者に質問をとりにいくのと同様である。さらに、質問はきわめて具体的になり、想定問答集だけでは十分な答弁にならなくなるため、それ以上に細かいところまで答弁書を作成しなければならなくなる。この点を野党は心配して質問とりと答弁書の作成を調査室のほうがやって欲しいという要請があった。しかし、調査室規程はそこまで予定していないことは明らかである。それというのも、調査室規程には、審議の

段階における調査室の活動を定めた規程がほとんどなく、審議終了後の委員長報告の原案を作成するということだけだからである。調査室としては、審議の段階で委員長報告の準備はしなければならないが、この委員長報告の準備のなかには、質問とりや答弁書の作成といった作業は、どう考えてみても入ってこない。このような理由で、調査室は野党からの要請を断った。そのため、最終的にはこの作業は、議員の秘書と各党の政策審議会の事務局の職員によって進められた。

さらに問題となったのは答弁補助者についてである。政府が法案を提出する場合には、国会法第六九条によって政府委員を出すことができ、毎国会ごとに政府委員が決められることになっている（資料2参照）。通常、各省庁とも、政務次官、官房長、局長、場合によっては審議官を政府委員とする――前国会では全省庁で三四二名の政府委員が任命されている。また、法案審議を担当する一種委員会では、政府委員の下に課長クラスが説明員として補佐役を務める。実際の法案作成において中心的な役割をはたしているのが課長・課長補佐であるから、法案について細かいところ――特に技術的な問題について――精通しており、答弁では大きな役割を果たす。しかし、この説明員に関しては国会法に規定がなく、ただ先例では、委員長が出席を求めた場合には答弁できることになっている。一種委員会では、慣例として、委員長から要請されたわけでなく、あらかじめ委員会に出席している課長クラスのものが挙手をして、委員長に答弁するよう指名されることをもって、「出席を求めて」ということになっているようである。これに対して、消費税廃止法案の審議の場合は、答弁を補佐する人は、政府委員とは異なる――国会法等に根拠規定がないなどを理由に――として、答弁補助者は提案者一名につき一名とされた。しかも答弁補助者は、政府委員が大臣に代わって質問に答えるのと違って、答弁に立つことは認められなかった。しかし、法案審議の観点からは、この答弁補助者が十分に機能したかは疑問の余地があり、この国会で法案審議のあるべき姿についてもっと議論すべきだったのではないか、という印象を持っている。

(3)与党質問の狙い目

与党質問の狙い目ということで述べたいのは、政策論議が審議の後半になってなされ、前半の重要な部分では政策論議があまりなされなかったのではないか、ということである。簡単に言うと、まず入り口で「消費税廃止法案にミスがあるから、撤回しろ」ということで審議拒否を行なっており、この点では政

府提出法案に対する野党の国会審議戦術と非常に似ている。法案にミスがあるから、審議に入れないというのも一つの理屈ではあるが、しかし、代替財源の問題等、与野党が衝突して速記中止・中断と書かれている部分を見ると、主として、自民党は行政ベースでしか知りえない材料によって質疑を展開するため、答弁する野党にとっては非常に難しい。たとえば、税金はまず国税収納整理基金に入って、還付等を行なったうえで残ったものが純粋に税金として国庫に納められるわけであるが、その期間がわからなければ議論ができないような質疑がなされる。しかし、この種のことを自民党議員が日常的に知っているとは思われない。ところが、消費税廃止法案の審議においては、税務執行上の技術的な問題、あるいは行政ベースでしか知りえない情報で質疑がなされ、くわえてこのような行政ベースの情報は公開されていないために、野党側が十分な答弁を行なうのは困難である。付言すると、法案作成の段階においても、法案ミスのいくつかは、このような行政ベースでしか知りえない分野に関連するものであったように思う。しかし、ここで問題なのは、行政ベースの情報を十分に把握していなかったことではなく、むしろそのような情報を入手しがたい現在のシステムにこそ問題があるように思われる。消費税廃止法案の審議過程は、議会が議会として本当に機能するためには、現在のシステムをどうかえて行かなければならないか、ということに関して重要な示唆を含んでいる。

三　国会が立法機能を十分に発揮するために

国会が十分に立法機能を発揮するために、という項目で述べたいことは、第一に、議院内閣制とアメリカ型議会システムが木に竹を接ぐような形で、憲法および国会法に持ち込まれているのではないか、ということである。つまり、首から下の部分は議院内閣制で動くようにしておきながら、頭の部分だけアメリカ型の議会システムで動かそうとしているように感じられる。議院内閣制を中心に据えたかたちで日本の議会を理解するのも一つの考え方ではあるが、それで憲法の要請に議会が応えることができるかは疑問である。議院内閣制を最も徹底させたシステムでは、議会は内閣が提出した法案を承認するにとどまり、かかる法案に賛成できないのであれば、野党は政権を獲得するよう努力せよ、ということになろう。極論すれば、政権を獲得するまでは、野党は議会において法案の通過に基本的に協力すべきで、消費税廃止法案等の提案は差し控えなければならない

ということになるのではないか。

ところが、実際には日本はそのようなシステムにはなっていない。つまり、議院内閣制を採用しつつ、日本国憲法は議会を「国権の最高機関」と位置づけ、「唯一の立法機関である」とし、委員会制度を含めてアメリカ型の議会システムを持ち込んでいる。このような新しい議会システムのなかで、戦後四〇年間、国会議員を含めて議会人がどれほどの情熱を注ぎ込んで、議会を変えようとしてきたか、ということが問題なのである。そして、このことが今国会の消費税廃止法案の審議過程で問われたことなのではないだろうか。逆に言えば、新憲法が制定され、それに基づいて国会法がつくられ、形式的には議会内の組織や運営手続が変わったにもかかわらず、実際の運用や根本的な理念等の面で、帝国議会の運用や発想から完全に脱却していないのではないか、ということである。

現在の日本の議会は通過型の議会であると位置づけることができるように思われる。通過型の議会では、議会は受動的であり、政府が提出した法案を審議するということに終始する。議院内閣制の帰結として、それでいいというのも一つの選択であるが、今回の消費税廃止法案において議会に求められた機能は、議会が法案を作るということであり、議会が能動的に何をすべきかが問われたのである。いわば通過型の議会から生産型の議会への転換が迫られたのである。今国会ではからずも露呈したように、日本の議会システムは、生産型の議会としては十分に機能しているとはいえない、ということが問題なのである。消費税廃止法案等の審議過程をふまえ、主として野党から人員の増員や調査機関の設置といった議会改革がいわれているが、それで生産型の議会システムへの転換がはたして可能なのかは、はなはだ疑問である。しかしながら、アメリカ型の議会システムを徹底しようというアプローチは、議院内閣制と衝突するだけで、日本の議会を能動的なものに変えることにはならないだろう。したがって、日本国憲法や国会法のもとで、真の日本型議会をどう作り上げるべきか、が現在問題となっているのである。

憲法第四一条は、「国会は国権の最高機関」であると規定しているが、通説的見解によれば、これは政治的な美称にとどまるとされている。わたしも「国権の最高機関」という部分を強調するつもりはないが、「唯一の立法機関」と憲法が規定していることに注目したい。この「唯一の立法機関」を機能させていくための手続法が、とくに対行政府との関係で作られてきているか、ということが問題である。しかし、このような手続法は何

ら存在していない、というのが実態のように思われる。その原因としては、これまでの議会が、政府提出の法案を審議するという受動的な存在であったために、必要な資料・情報等を請求するというようなことが非常に少なかったことにある。しかし、上述したように、現実に消費税廃止法案の準備段階において、税金関係で政府が保有する資料が不可欠であるにもかかわらず、野党側は政府に対して請求しなかった。このことは、人員の増員や調査機関の設置ということで、解決できるようなことではなく、本当に立法活動をやるということになれば、行政府が持っている資料・情報は不可欠である。したがって、資料請求等を法律で認める以外に方法はないように思われる。というのは、法律上の根拠がない限り、行政府の協力は望みえないからである。以上の点から考えると、「唯一の立法機関」を機能させていくうえで、最低限必要な法整備は何かということを考え、早急に措置すべきではないだろうか。

さらには、立法府であるとか、行政府であるといった枠組みを越えた思考方法が必要であろう。非現実的であるといわれるかもしれないが、資料、情報、あるいは人材を行政府や立法府の枠組みを越えて、共通に使用できる条件といったものを模索すべきではないだろうか。たとえば、参議院の議長が承認した場合には、行政官庁から人員を派遣してもらって、国会主導で法案を作成していく、といったシステムを作ったらどうであろうか。もちろん、今国会で問題となった消費税廃止法案のような、いわゆる対決型の法案――たとえば税制、安全保障に関わる法案等――において、このようなシステムを十分に機能させようとするのは無理だろう。しかし、環境保護に関する法案のように、国民の広いコンセンサスがえられそうな領域で、行政から必要な情報と人材を確保して、国会がイニシアティブをとって、法律を「生産する」ことは可能であろう。このようなところから手をつけ、順次拡大していかなければ、生産型の議会はいっこうに確立できないのではないかと考える。

〈質疑応答〉

Q　想定問答集は通常法制局で作成するのではないか。

A　消費税廃止法案の場合、法案の解釈の問題は法制局の担当であるが、より広い見地に立って政策的な領域、たとえば〈なぜ消費税が廃止されなければならないのか〉、あるいは〈何をもって不公平税制というのか〉といった問題について一定の答えを作るのが調査室の仕事だった。しかし、参議院の比例

代表制導入のときは、想定問答集の作成も質問とりも答弁書の作成も、参議院法制局で全部行なった。というのは、選挙制度というのは、法律問題と政策問題とを区別することが難しかったからではないだろうか。想定問答集の作成、質問とり、および答弁書の作成は、ほとんどの場合が議院法制局の仕事である。また、委員会において議院法制局の参事が答弁に立つことができるという規定がある。

Q　政府提出法案の場合、あるいは自民党の提出した議員立法の場合は、調査室が想定問答集や答弁書を作ることはあるのか。

A　前者の場合はそのようなことはまったくない。後者の場合については、九〇パーセント以上、議院法制局が想定問答集・答弁書を作成する。ただ、今回の消費税廃止法案のように、政策論争が入ってくる場合には、議院法制局と調査室との共同作業になるのではないか。

Q　自民党提出法案の場合に、政府が想定問答集の作成等の作業を行なうことはあるのか。

A　実質政府が法案作成を行ない、自民党がこれを提案するというような場合は別だが、純粋に議員立法である場合には、政府が関与するようなことはない。たとえば、定数是正問題をめぐって、与野党双方が六・六案を提出したとき、各々が趣旨説明をし、質疑を行なったが、自民党の質問も野党の質問も議院法制局が作成し、その補佐にあたった。しかし、議員立法の場合でも、質問者が実態について政府委員に質問したいというならば、政府委員が答弁に立つ場合もある。

付記　本稿は、一九九〇年八月二〇日、二一日に開催された北大立法過程研究会での、報告に加筆し、訂正を加えたものである。

なお、Aの部分には、浅野一郎元参議院法制局長、上田章元衆議院法制局長および小島和夫元参議院常任委員会専門員の発言が含まれている。

〈資料1〉

想定問答の主要項目リスト

総論

［税制再改革の提案と反批判］

●何故改めて税制再改革を提案するのか

●税制再改革に暫定期間2年おいた理由
●野党の主張貫徹すれば財政運営上必要な増税も不可能
●税制改革論議不十分な社会党等の審議拒否が原因責任のすり替えするな
●税制再改革具体案示し国会で政策論争堂々と行え
●税制再改革第三者の協議機関に委ねるは自己責任の放棄
●従来から臨調行革に反対の野党がどんな行革実施できる
●行財政改革で具体的に何を実施し歳出どの程度削減する
●将来の福祉費用賄うには増税・国民負担増加避けられぬ
●社会保障総合計画の具体的内容と国民負担率の水準

[税制改革の基本方向]

●所得・資産・消費に均衡のとれた税体系とは
●望ましい直間比率をどの程度と考えている
●総合累進課税へ向け厳格な所得捕足どう実施
●総合累進課税への移行どの程度の期間で実現
●社会党の直接税中心主義はサラリーマンの負担一層高めるだけ
●総合累進課税における「みなし不動産所得」等の扱い

[消費税廃止と財源対策等]

●なぜ消費税を廃止するのか
●世論調査消費税現状のまま63・6%をどう理解する
●十分な代替案も示さぬ改革は国民にいい顔する迎合政治
●消費税廃止による約6兆円の減収補塡策
●税の自然増収は消費税の代替財源にはならぬ
●財政運営上財政再建をどう位置付けているか
●過去の平均値による自然増収への期待は困難
●自然増収が構造的なもので恒久財源化しうる根拠
●平成2、3年度の自然増収いくらと試算、自然増収いつまで続く
●株・土地の特殊要因なくなっても自然増収見込めるか
●自然増収代替財源化は結局増税認めること
●自然増収を暫定財源にするのは土井委員長発言と矛盾
●自然増収は国債の償還・建設公債発行削減に使うべし
●自然増収は国債や隠れ借金の返済に使うべし
●消費税廃止の場合の減税の扱い
●消費税廃止・減税継続はインフレをもたらす危険あり
●物品税復活は時代錯誤
●国民の税制改革への要請野党はどう理解

●2年かけ税制再改革実施なら消費税廃止も2年後結論出すが筋
●消費税廃止の税制再改革に臨む理念と基本構想
●変容する社会・経済への財政の役割野党どう認識
●完全な総合課税主義の実現可能性と最高税率の水準
●勤労所得の負担軽減のため直間比率を見直すべし
●税制再改革に当っての国民負担のあり方

不公平税制

●租税特別措置の抜本的整理・合理化の内容
●社会保険診療報酬制度・みなし法人・公益法人等課税是正の内容
●高齢者マル優制度・住宅税制の租税特別措置も廃止か
●公益法人の課税適正化の具体的内容
●公益法人33収益事業どう見直す
●宗教法人・学校法人等も普通法人並みの課税実施するか
●学校法人等公益法人課税適正化の考え
●公益法人課税は啓蒙・育英等の公益法人存立の基盤を危うくする
●生活協同組合なぜ法人税率引き上げぬ

所得税

●財政支出による所得再分配で所得税自身にきつい累進必要なし
●所得平準化進捗状況で所得税最高税率引き上げか
●所得税率フラット化認めることは消費税導入条件の一つ認めること
●所得税最高税率50%放置はフラット化批判の従来の姿勢に反する
●給与所得控除に頭打ちを設けるべきではないのではないか
●給与所得控除の頭打ちは事業所得者必要経費限度額なしと不均衡

法人課税

●法人課税強化は産業の空洞化推進のおそれ
●1億円超の法人が64・7%の税額を納めている自体どう考える

●大企業への課税強化はむしろ中小企業の首を絞める可能性あり
●貸倒れ・賞与引当金等の見直しは一時的財源にしかならない
●各種引当金は企業会計原則に則ったもので政策税制ではない
●法人税の税収に占める割合は我が国は欧米に比べ高い
●みなし法人の整理・合理化は零細中小業育成策と矛盾
●外国税額控除制度についての考え方
●みなし外国税額控除制度についての考え方
●業績不振の赤字法人に課税は弱い者いじめ

土地税制

●土地増価税は産業間の不均衡新たに生じさせる
●土地増価税は土地保有税か含み益への所得課税かどちらの性格
●土地保有への課税強化は国民の不満生む可能性あり
●土地増価税未実現の利益に課税は会計原則・税理論上問題
●土地譲渡所得も総合課税の対象か
●土地含み資産は企業活力引き出す方向で対応すべき
●法人の土地重課制度から勘案し長期保有土地の課税はおかしい
●法人の長期保有土地への重課は土地供給をむしろ阻害
●相続税・固定資産税評価額一元化は税負担額急激に増加させる
●相続税小規模宅地負担軽減は土地所有者・非所有者間で格差拡大
●土地増価税は地価の高騰引き起こす
●土地増価税導入は業者を経営危機に陥れる
●土地増価税は地価高騰生み住宅取得絶望的にする
●土地増価税すべての所有者に課税か
●土地増価税は消費税導入以上に物価上昇させる
●資産再評価は何を基準にする
●資産再評価は定期的に実施せねば経済混乱する
●土地増価税・富裕税の資産再評価何年毎に実施
●資産再評価対象は土地だけか
●土地保有税の見直し地価上昇の未実現利益にも課税か
●土地増価税支払能力ない人どうやって支払う

キャピタルゲイン課税

●証券投資大衆化時代キャピタルゲイン課税強化は時代に逆行
●証券市場個人株主育成のためにもキャピタルゲイン課税強化避けるべし
●キャピタルゲイン課税強化は証券市場健全発達を阻害
●総合課税指向ならキャピタルロスも他所得と損益通算が当然
●キャピタルゲイン課税強化は株価暴落招きかえって税収減招く
●キャピタルゲイン総合課税化は株式市場に影響与えぬか
●資産課税適正化で株式等有価証券の含み益にも課税か
●土地譲渡所得分離課税のままでは資産性所得間でアンバランス生ずる
●非上場株式のキャピタルゲインにどう対応

納税者番号制度

●納税者番号制度導入は消費税導入より強い反対論起こす
●国民感情から考えて納税者番号制受け入れる土壌あるか
●納税者番号制度導入に伴う関連経費どの程度と予測
●納税者番号制度導入による経済取り引きへの影響
●納税者番号制度導入による効果と実効性の担保
●納税者番号制度を税務以外の分野に利用するか
●納税者番号制度導入による総合累進課税の最終的な目標
●納税者番号制度における有価証券取得価格の把握方法
●納税者番号制度は徴税コスト増やすだけ
●2年程度の暫定税制改革期間中に納税者番号制導入は可能か

消費税廃止と社会福祉

●高齢化社会に向け広く薄く負担し合う消費税は必要
●年金生活者の消費税負担広く国民福祉を通じて享受可能
●高齢化社会に向け消費税廃止は後世代の勤労者に多大な負担背負わせる

間接税

●物品税復活は特定物品に負担片寄る矛盾解決できぬ
●物品間の課税・非課税のアンバランスどう解消する
●個別消費税への回帰は国際的に通用する税制作りに反する
●物品税復活の具体的内容と物品間の税率格差の具体的尺度
●物品税復活は国際間の経済取り引きの阻害要因にならないか
●個別間接税では物品やサービス間の負担の公平阻害する
●個別間接税制度は均衡ある税体系確立に反する
●個別間接税は消費態様の変化、多様化への対応困難
●サービス・流通課税の検討内容と大型間接税との違い
●個別間接税より消費税の方が経済の中立性から望ましい
●消費税逆進性税制で解消より財政全体で対処がより効率的
●安定的な社会福祉実現には景気に左右されない消費税必要
●ライフサイクルから消費税こそ負担の公平上望ましい
●消費税廃止しても税額相当の価格引き下げ行われないのではないか
●消費税廃止前後の買い控え零細企業に影響大きい

納税環境

●社会党の言うクロヨン等の内容と具体的解決策
●納税環境整備の具体的内容と税務職員大幅増と行革の関係

地方財政・税制

【地方財政への影響と補塡措置】

●消費税廃止に伴う地方財政への代替財源
●国税改正による地方税・地方交付税へのはね返り額の根拠
●地方交付税増額の積算根拠
●自然増収を財源として見込むことの可否
●暫定期間とはいえ代替財源で地方財政に支障ないか
●消費税廃止による地方間接税の扱いとその収入見込み
●地方間接税復活・改善についての関係団体との意見調整状況
●消費税廃止による地方財政激変への対応策
●地方税における不公平是正の内容とそれによる財源規模

【税制再改革による地方税制】

●地方税制改革の基本的方針
●税制再改革実現のための手順
●税制再改革の骨格とそれによる税収見込み
●税制改革での地方税源の拡充の内容

［国税改正関係］

●インデクゼーション導入の内容
●事業税の社会保険診療報酬の非課税措置廃止への考え
●地方税における有価証券譲渡益課税の見直し内容
●地方税における利子・配当課税の見直し内容
●赤字法人課税対策の地方税との関係

［地方税改正関係］

●地方税における不公平是正の手順
●地方税への「国税租税特別措置遮断」の具体的内容
●事業所税の改善内容
●事業税で外形標準課税をとる理由
●外形標準課税における「外形」の内容と付加価値税との関係
●娯楽施設利用税の時代不適合性
●旧電気税復活における非課税措置復活の理由

［土地税制］

●特別土地保有税強化・固定資産税適正化の具体的内容
●土地増価税の内容と地方税との関係
●土地政策の内容と土地税制との関係
●資産性所得課税・資産課税の適正化への検討内容
●納税者番号制の導入方法と地方税への導入の仕方
●地方自治体に定着した消費税廃止は混乱生ずるだけ
●消費税は地方財政強化に寄与
●今後の地方財政見通しにおける経済見通しと主要税目見積り

〈資料2〉

国会法第七章の規定

第七章　国務大臣及び政府委員

第六十九条　内閣は、国会において国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第七十条　国務大臣及び政府委員が、議院の会議または委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第七十一条　委員会は、議長を経由して国務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七十二条　委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

第七十三条　議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを国務大臣及び政府委員に送付する。

〈資料3〉

参議院常任委員会調査室規程

（昭和三十年七月十五日参議院議長決定）

改正　昭三七・三・二二

第一条　各常任委員会に常任委員会調査室を置く。

第二条　各常任委員会調査室に、専門員、調査員その他の職員を置く。

第三条　各常任委員会調査室に室長一人を置き、専門員をもつてこれに充てる。

各常任委員会調査室に主任調査員一人を置く。

主任調査員は、調査室長の申出により、事務総長が調査員の中からこれを命ずる。

調査室長が前項の申出をするには、予め当該常任委員長の承認を得なければならない。

第四条　調査室長は、常任委員長の命を受け、第五条第一項各号に掲げる事務を掌る。

主任調査員は、調査室長に事故がある場合又は調査室長が欠けた場合において、調査室長の職務を代行する。

調査員その他の職員は、調査室長の指揮監督を受け、第五条第一項各号に掲げる事務に従事する。

第五条　各常任委員会調査室の事務は、次の通りとする。

一　委員会の提出する法律案、議員の発議する法律案その他の議案等について、その起草のための調査、参考資料の作成及び原案の要綱の作成

二　付託案件の提案理由、問題点、利害得失その他必要と認められる事項の調査及び参考資料の作成

三　第一号に掲げるものを除くほか、所管事項に関する法律の制定及び改廃並びに国政調査に資するための調査及び資料の作成

四　調査報告書の原案の作成

五　議院の会議における委員長の口頭報告の原案の作成

六　その他所管事項に関する基礎的調査及び資料の収集整備

各常任委員会調査室は、その所掌事務について、議員の立法及び調査活動に役立ち得るように務めるものとする。

第六条　この規定の改廃は、議長が各常任委員長の意見を聴き、議院運営委員会に諮つてこれを行う。

附　則

この規程は、昭和三十年七月十五日から施行する。